

令和4年度富山県公立学校教員採用選考検査に関するQ & A

※詳細については実施要項(4月30日交付開始)でご確認ください。

Q：令和4年度採用選考検査の変更点は？

A：

- (1) 特別選考「教職経験」「大学推薦」及び従来の一般選考第1次検査一部免除者(※)については第1次検査を免除とします。
- (2) 「社会人経験B」(一定の条件を満たせば、教員免許状を有さない社会人経験者が受検可能)の受験種目・教科(科目)に「情報」を追加します。(情報分野における3年以上の実務経験等で受検可能とするもの)
- (3) 「情報」の受検資格要件を緩和します。(これまで「情報」を受検する者は、「情報」以外の教員免許状所有若しくは取得見込みを要件としていましたが、「情報」免許のみでの受検を可能とします。)
- (4) 「情報」を受検教科(科目)とする志願者を除く全ての一般選考の志願者について、「情報」の教員免許状を所有(取得見込みを含む)する者は、「加点申請」することにより、第1次検査において加点します。
- (5) 中高の受検教科(科目)に「工業(化学工業系)」を追加します。
- (6) 特別選考「障害者」において、第1次検査の「教養I」を小論文に変更するとともに、「若干名の募集」とし、別枠選考を導入します。
- (7) 特別選考「大学推薦」枠について、富山大学、富山国際大学の推薦枠をそれぞれ5名以内と拡大します。(前年度は各2名)

※ 令和3年度、2年度選考検査の第2次検査を受検し、かつ過去3年間に、富山県公立学校で臨時的任用講師、非常勤講師等教職員としての勤務を行った者

Q：実施要項・願書の入手方法は？

A：交付開始日

令和3年4月30日(金)

交付場所

富山県庁正面案内窓口、東部教育事務所、西部教育事務所、
県内各市町村教育委員会(黒部市、魚津市、滑川市、富山市、射水市、高岡市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市、朝日町、入善町、上市町、立山町、舟橋村)、富山県首都圏本部、富山県大阪事務所、富山県名古屋事務所、
富山くらし・しごと支援センター有楽町オフィス、大手町オフィス、
飛騨市役所

郵送による入手方法

送付希望先の住所・氏名を書いた返信用角2封筒(240mm×332mm A4判の冊子が入る大きさ)に210円切手を貼り、下記あてに申し込んでください。

〒930-8501 富山県教育委員会教職員課あて

(「富山市新総曲輪1-7」はなくても届きます)

封筒の表面左端中央に「教員採用選考検査実施要項請求」と赤で記入してください。

Q：平成31年度検査で第1次検査(一部免除ではない)に合格し、令和2年度と令和3年度の検査をともに第1次検査一部免除で受検しました。令和4年度検査の第1次検査は免除になりますか？

A：①令和3年度検査で補欠となったが名簿登録されなかった方
→ 免除になります。

②上記以外の方

→ 免除になりません。免除に必要な要件は、令和2年度又は令和3年度の一般選考又は特別選考「障害者」の第2次検査を受検した方(令和2年度、令和3年度の2年連続で第1次検査の一部免除を受けた方を除く)で、かつ本県での講師経験がある方です。(※令和3年度選考検査より、講師経験の任用期間の条件をなくしました。)

Q：現在、大学4年生ですが、採用検査に合格した後、大学院へ進学して2年後に採用されることは可能ですか？

A：可能です。出願時の申請、第2次検査合格後の申込みを済ませ許可されれば、採用を2年間延期する制度があります。また、大学院1年生の場合は1年間延期されます。ただし、両者とも専修免許状の取得が条件です。
詳しくは実施要項でご確認ください。

Q：年齢制限はありますか？

A：年齢制限はありませんが、富山県の教員の定年は60歳なので、昭和37年4月2日以降に生まれた方を要件としています。

Q：身体に障害のある受検者に対する配慮はありますか？

A：選考の区分を問わず、受検上配慮が必要な事項がある方は、願書の所定欄に記入してください。必要な対応について検討します。また、相談等がありましたら、出願前でも教職員課県立学校人事係(Tel：076-444-3441)にご連絡ください。

Q：「特別支援学校A」と「特別支援学校B」の違いは何ですか？

A：「特別支援学校A」の受検資格は小・中・高普通免許状に併せて特別支援学校普通免許状を取得している方です(取得見込み方を含む)。

「特別支援学校B」の受検資格は小・中・高普通免許状を取得している方(取得見込み者を含む)で、特別支援学校普通免許状を取得していない方です。

なお、特別支援学校普通免許状を取得(見込み方を含む)の方は、「特別支援学校B」での、受検はできません。

Q：加点制度について教えてください。

A：平成28年度採用選考検査より、一般選考及び特別選考「障害者」において、加点制度を導入し、令和4年度選考検査より、情報の教員免許状を対象に追加しました。具体的には、以下の表のように、特別支援と情報、英語に関係する教員免許状を有する方(取得見込みも可)と一定程度の英語資格を有する方に対して、第1次検査の総合点(250点満点)に5点加点をします。

加点一覧					
加点対象となる教員免許または英語資格			加点(受検校種別)		
			小学校	中学校・高等学校	特別支援学校
教員免許	①	特別支援学校教諭	5	5	—
	②	高等学校教諭(情報)	5	5 ※1	5 ※1
英語資格	③	中学校教諭(英語) または高等学校教諭(英語)	5 ※2	—	—
	④	実用英語検定 準1級以上			
	⑤	TOEIC 730点以上	5 ※2	5 ※2	5 ※2
	⑥	TOEFL iBT 80点以上 または PBT 550点以上			

※1 中学校・高等学校「情報」受検者及び特別支援学校受検者で「情報」を受検教科とする場合を除く。

※2 ③～⑥は、複数所有の場合も5点のみの加点とします。
詳しくは実施要項でご確認ください。

Q：特別選考の受検資格について教えてください。

A：特別選考は、教員免許状を有し(または取得見込み。ただし「社会人経験B」は教員免許状を有さない方)、かつ以下の条件を有する方を対象に実施しています。

(1) **社会人経験A**

法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員又は正規職員として、平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間に継続して5年以上の勤務経験を有する方。

(2) 社会人経験B

次の表の左欄に掲げる受検種目・教科(科目)にあつては、当該教科に関する教員免許状を有しない方で、かつ、同欄に掲げる受検種目・教科(科目)の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たす方。

なお、任用候補者名簿に登載された方は、特別免許状の申請が必要となる。

受検種目 ・教科(科目)		要件
中学校	工業	次のア、イの両方に該当する方 ア 修士又は博士の学位を授与された方 イ 法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員又は正規職員として、平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間に継続して5年以上の教科に関する専門分野における勤務経験を有する方
	情報	次のア、イ、ウの全てに該当する者 ア 学士、修士又は博士の学位を授与された者 イ 法人格を有する同一の民間企業、官公庁等において正社員又は正規職員として、平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間に継続して5年以上の教科に関する専門分野における勤務経験を有する方 ウ 情報処理技術者試験((独)情報処理推進機構)合格者
高等学校 教諭	福祉	高等学校卒業以上の学歴を有し、次のアからウまでのいずれかに該当する方 ア 介護福祉士資格を有し、令和3年3月31日までに、介護福祉士として、通算5年以上の実務経験を有する方 イ 介護福祉士資格を有し、令和3年3月31日までに、介護福祉士として、通算3年以上の実務経験を有し、介護福祉士養成機関(福祉科を有する高等学校を含む。)の専任教員(実習助手を含む。)として勤務経験を5年以上有する方 ウ 看護師、助産師又は保健師の資格を有し、令和3年3月31日までに、医療機関等において医療、福祉関係の業務に従事し、通算5年以上の実務経験を有する方

備考 勤務経験又は実務経験の期間については、常勤又は常勤に準ずる職員として勤務した期間をもって通算するものとする。

(3) 教職経験

国立大学法人または地方公共団体が設置する学校教育法第1条に規定する学校の教諭として、令和3年3月31日まで継続して3年以上の勤務経験があり、かつ出願時も引き続き任用中の方。

(4) 特定資格

以下の受検種目ごとの資格のいずれかを出願時に有する方。

- ・すべての種目…臨床心理士
- ・中・高(理科)…薬剤師
- ・中・高(英語)…TOEIC 860点以上以上
TOEFL iBT 100点以上、またはPBT 600点以上
英検1級
- ・中・高(家庭)…調理師
- ・中・高(看護)…看護師、助産師、保健師
- ・中・高(情報)…情報処理技術者試験合格者 他
- ・中・高(福祉)…介護福祉士、医師、看護師
- ・中・高(工業[建築系])…1級建築士
- ・中・高(工業[化学工業系][薬業系])…薬剤師
- ・特別支援学校…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

(5) **国際貢献**

青年海外協力隊として、継続して2年以上の派遣実績を有する方。

(6) **スポーツ実績**

中・高(保健体育)の志願者で、高等学校卒業以降に以下の①または②に該当する方。

①国際規模の競技会に日本代表として出場した競技者またはその指導者

②全国規模の競技会で4位以上の成績を収めた競技者またはその指導者

(7) **障害者**

志願する種目の教諭普通免許状を有する方又は令和4年3月31日までに取得見込みの者で、次に掲げる手帳等の交付を受けている方

※下記の手帳等は受検申込日及び受検日当日において有効であること。

(ア) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)別表に掲げる障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)

(イ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳

(8) **大学推薦**

富山県教育委員会が指定する大学(大学院、教職大学院を含む)で、富山県公立小学校の教諭を第一志望とし、次の(ア)、(イ)及び(ウ)のすべての要件を満たす者のうち、在籍する大学の学長等が推薦する方。

(ア) 令和3年度に大学等を卒業(修了)見込みの方

(イ) 小学校教諭一種又は専修免許状所有者、又は令和4年3月31日までに取得見込みの方

(ウ) 富山県が求める教員像にふさわしい資質、能力及び適性を備えている方

詳しくは実施要項でご確認ください。

Q : 過去の検査問題を閲覧することはできますか?

A : 富山県庁情報公開総合窓口(県庁東別館2階 TEL:076-444-3154)で平成31、令和2、3年度の筆答検査問題(第1次、第2次)を閲覧することができます。利用時間は、土・日曜、祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く平日のAM8:30~PM5:00です。

※受検種目「栄養教諭」は令和3年度のみ。